

旭川市と株式会社阪急交通社との包括連携協定書

旭川市（以下「甲」という。）と株式会社阪急交通社（以下「乙」という。）は、幅広く様々な分野において、相互に連携・協力しながら協働事業に取り組むこととし、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、一層の地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 移住・ワーケーションの推進に関すること
- (2) 公共交通の利用促進に関すること
- (3) 災害対応に関すること
- (4) 福祉の増進に関すること
- (5) 地場産品の販路拡大・観光の振興に関すること
- (6) 国際理解・異文化理解の促進に関すること
- (7) 農業の振興に関すること
- (8) 地場産業と保有資源の活用に関すること
- (9) その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施・促進するため、定期的に協議を行い、具体的な取組内容、実施方法及び費用負担その他の条件については、別途取り決めるものとする。

3 乙は、第1項各号に定める取組の一部を、甲と協議の上、乙の関係会社に実施させることができるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり知り得た相手方の秘密及び個人情報を、当該相手方の承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならない。なお、その他当該秘密及び個人情報の取扱いについては、法令に基づくほか、開示した当事者の指示に従うものとする。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責任を負うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申出を行わないときは、本協定の有効期間は1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することで、前項の定めにかかわらず本協定を解約することができる。

（協定の見直し）

第5条 甲及び乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、甲及び乙の協議の上、本協定の変更を行うものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙は、それぞれの署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年6月3日

甲 旭川市

旭川市長

八津 寛八

乙 大阪市北区梅田二丁目5番25号
株式会社 阪急交通社

代表取締役
取締役社長

酒井 淳